

令和7年度

あ や と こ AYATOCO サポーター 募集要項

ウォーキングや健（検）診受診などの健康づくりに取り組むことによってポイントが貯まる健康ポイント事業として平成26年度から紙媒体で実施してきた『あやちゃん健康ポイント事業』は、令和7年3月3日から、スマートフォン用アプリケーション「綾部市健幸サポートアプリAYATOCO」での実施に切り替わります。当アプリの導入により、「若年層」や「働き盛り世代」、「健康無関心層といわれる方々」の参加を促し、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を主体的に継続して取り組むことができる環境を整備するとともに、事業者の健康経営を支援し、市全体の健康意識の向上・健康寿命の延伸を目指すことを目的としています。

この事業に賛同し、市民、従業員が健康的な生活を送れるよう、市とともに健康づくりを推進する企業や事業所、店舗、各種団体等を、下記のとおり『AYATOCOサポーター』として募集し、その取組をさまざまな場面で紹介し、健康づくりに取り組みやすい街を目指します。

1 事業主体

綾部市健康こども部保健推進課

2 応募要件

「綾部市健幸サポートアプリAYATOCO」の取組みに賛同する企業、事業所、店舗、各種団体等であって、下記のいずれかに該当するもの

取組型：市民又は従業員に向けて下記認定基準の取組みのいずれかを実践している、または、今後実践する予定があること

協賛型：「綾部市健幸サポートアプリAYATOCO」の抽選賞品を提供できるところであって、下記認定基準を満たすところ

例) 商品、製品、店舗等で受けられるサービス券、食事券等

※抽選賞品の提供が生もの場合、商品交換券等でも可

(例：お菓子、ジャム、米、酒、食事券等)

3 認定基準

取組型	① 「綾部市健幸サポートアプリAYATOCO」の啓発	対象	・市民、従業員等
		審査項目	・社内、店舗にて当アプリのチラシ設置、配布、ポスター等を掲示していること
			・市が作成する健康づくりに関するパンフレットを社内、店内等へ備え付けること等の情報発信を依頼した場合に協力する意思があること ・その他：市長が認定することが適当であると認める活動を行っていること
② 各種健（検）診受診の啓発	対象	・市民、従業員等	
	審査項目	・健康診断、がん検診の啓発活動を行っていること (例：乳がん検診ポスター掲示等)	
		・その他：市長が認定することが適当であると認める活動を行っていること	
③ 教室、健康イベント	対象	・市民、従業員等	
	審査項目	・スポーツ教室等を運営し、月1回以上開催していること ・社内運動会やボーリング大会等を開催していること	

取組型			<ul style="list-style-type: none"> ・従業員・職員の健康づくりに効果的な健康教室や講演会、健康セミナー等を開催していること ・その他：市長が認定することが適当であると認める活動を行っていること
		④ 運動	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、従業員を対象としている取り組みであること <p>審査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の体力・能力に応じたスポーツ・運動の指導を行っていること ・正しいウォーキングの方法についての指導を行っていること ・運動の場を提供していること ・継続的に運動に取り組めるような福利厚生を導入していること（例：フィットネスジムの利用補助等） ・その他：市長が認定することが適当であると認める活動を行っていること
	⑤ 栄養	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、旅館、ホテル、社員食堂等が市民、従業員を対象とした取り組みであること
			<p>審査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜たっぷりメニューを提供していること <ul style="list-style-type: none"> ① 1品あたり野菜70g以上のメニューがあること ② 付け合わせ野菜のおかわりができること ③ サラダバーが設置されていること ・塩分控えめメニューを提供していること <ul style="list-style-type: none"> ① 減塩調味料を使用したメニュー等、塩分控えめになるような工夫がなされたメニューを提供していること ② 調味料（しょうゆ、ソース、ケチャップ、ドレッシング等）が別添えになっていること ・メニューの栄養成分の表示を行っていること 1人前当たりのエネルギーまたはたんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量（塩分）のうちいずれか1項目以上を表示していること ・アレルギー対策を行っていること 食品アレルギーの原因となる食品が含まれるもしくは含まれないことを表示していること（卵、乳、小麦、そば及び落花生） ・その他：市長が認定することが適当であると認める活動を行っていること
			<ul style="list-style-type: none"> ・綾部市に本店、支店を置く店舗、企業、各種団体 ・綾部市と包括連携協定を締結している企業 ・その他、市長が認める店舗、企業、各種団体
		審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・協賛品等の内容は、「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン（厚生労働省）」に準じたものであること ・その他：市長が認定することが適当であると認める活動を行っていること
協賛型			

4 応募方法

所定の認定申請用紙（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で提出してください。申請者あてに後日連絡いたします。

5 応募期間

取組型：令和7年2月3日（月）から令和8年1月30日（金）まで

協賛型：令和7年2月3日（月）から令和7年7月31日（木）まで

6 認定の期間

認定期間は認定日の属する年度の3月31日までとします。なお認定期間終了後、申出がない限り、認定は自動継続とします。

7 取り組み内容の変更等

取り組み内容に変更・廃止があった場合は、所定の変更・廃止届（様式第2号）の提出をお願いします。

8 認定の取り消し

取り組み内容等が認定基準を満たさなくなった場合や、取り組み内容に偽り・不正があった場合には認定を取り消すものとします。この場合においては、認定証を速やかに返還してください。

9 その他

- ・令和7年2月20日（木）までに申請いただくと、当アプリリリースまでに団体名登録が可能です。令和7年2月21日（金）以降も随時応募を受け付けます。（団体名登録は随時可能です。）
- ・下記に該当する事業所、店舗、団体は申請をお断りします。
 - (1) 実質的に経営権を有する者又は使用人又は人が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらの関係者、その他反社会的勢力である場合
 - (2) 市民の名誉や信用などを毀損し、または毀損するおそれのある場合
 - (3) 業務を妨害、または妨害する恐れのある行為をした場合
 - (4) 健康の保持増進の効果等に関する虚偽または誇大な広告の禁止（健康増進法第32条の2）に該当、または特定保健用食品及び栄養機能食品以外の食品に、食品の持つ効果や機能を表示している店舗等

10 注意事項

この事業は令和7年度予定事業であるため、都合により中止になることがあります。

11 応募・問い合わせ先

〒623-0011 京都府綾部市青野町東馬場下15番地の6
綾部市健康こども部保健推進課（綾部市保健福祉センター内）
TEL 0773-42-0111 / FAX 0773-42-5488
E-Mail hokensuisin@city.ayabe.lg.jp